

日医発第 499 号（法安）

令和 6 年 6 月 11 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会 常任理事

細川 秀一

（公印省略）

医師会及び医療機関への安全確保に資する警察からの支援について（再周知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきましては、令和 4 年 6 月 22 日付け「医師会及び医療機関への安全確保に資する警察からの支援について」（日医発第 608 号（法安））によりご案内のとおり、本会会長より警察庁長官に対し、全国の医師会、医療機関からの依頼を踏まえ、都道府県警察が医療従事者の安全確保に資する必要な支援を的確に行っていただくよう要請しております。

これを受け、警察庁からは、各都道府県警察に対し、令和 4 年 6 月 20 日付けで「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について（通達）」（警察庁生企発第 90 号・刑企発第 14 号）（以下、旧通達）の通達がなされました。

旧通達に基づき、これまで各都道府県警察にあっては、諸対策を推進してこられたところですが、旧通達の有効期間が令和 6 年 3 月 31 日までとされていたため、引き続き連携の推進等を図るべく、今般、あらためて警察庁より各都道府県警察に対し、別添のとおり通達されておりますので、お知らせいたします。

貴会におかれましては、本件につきご了知のうえ、貴会管下郡市区等医師会へご周知いただくとともに、日頃からの警察との連携体制の構築について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
警視庁地域部長  
警視庁刑事部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各方面本部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第90号  
警察庁丁刑企発第14号  
令和6年2月20日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁刑事局刑事企画課長

各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について(通達)

医療機関においては、令和3年12月に大阪府の医療機関における殺人等事件、令和4年1月に埼玉県における医療従事者に対する殺人等事件が発生しているところ、これらの事件を踏まえ、令和4年6月、公益社団法人日本医師会会長から、別添のとおり医師会及び医療機関への安全確保に資する支援について依頼がなされたところである。

各都道府県警察にあっては、同依頼の趣旨を踏まえ、「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について(通達)」(令和4年6月20日付け警察庁丁生企発第346号ほか。以下「旧通達」という。)に基づく諸対策を推進してきたところであるが、引き続き、各都道府県医師会との間で、医療従事者等の安全確保のための意見交換を行う機会を設けるなど、各都道府県医師会等と所要の連携を図るとともに、各都道府県医師会等から相談、110番通報等がなされた場合には、その内容に応じて、生活安全部門、刑事部門をはじめとする関係部門が連携し、指導、助言、検挙等の必要な措置を確実に講じられたい。

なお、旧通達は廃止する。

日医発第 574 号（法安）

令和 4 年 6 月 20 日

警察庁長官

中村 格 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中川 俊男

（公印省略）

医師会及び医療機関への安全確保に資する支援について（ご依頼）

日頃、円滑な本会業務遂行に対しては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、本会では、患者及び医療従事者が犠牲となる事件が相次いだことを重く受け止め、会内に医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会を設置し検討を進めてまいりました。

その中で、現実には危険が差し迫った状況への対応については、警察との連携が極めて重要であることから、日頃より都道府県医師会と都道府県警察との間において緊密な関係を構築することが喫緊の課題との認識を新たにしたところです。

貴庁におかれましては、ご了知のうえ、都道府県警察に対し、全国の医師会、医療機関からの依頼を踏まえ、安全確保に資する必要な支援を的確に行っていただくようご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。